

1	
幹事会	1 7

提 案

会長候補者推薦委員会設置要綱の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 会長候補者推薦委員会委員長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。
- 3 提案理由 会長候補者推薦委員会における審議を円滑に進めるため、会長候補者推薦リストへの登載に同意しないことを明らかにした委員が継続して職に留まることを可能とするよう、設置要綱を一部改正する必要があるため。

会長候補者推薦委員会設置要綱（平成１８年４月１１日日本学術会議第１２回幹事会決定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（組織） 第２ 委員会は、６名以上８名以下の会員をもって組織する。 <u>２ 委員会の委員が日本学術会議細則第２条第３項第１号に規定する会長候補者となる場合又は同項第２号の規定により推薦された場合は、速やかにその職を辞するものとする。ただし、当該委員が同項第１号に規定する会長候補者の推薦リストへの登載に同意しないことを明らかにした場合はこの限りではない。</u>	（組織） 第２ 委員会は、６名以上８名以下の会員をもって組織する。ただし、委員会の委員が日本学術会議細則第２条第３項第１号に規定する会長候補者となる場合又は同項第２号の規定により推薦された場合は、速やかにその職を辞するものとする。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

会長候補者推薦委員会設置要綱

〔平成18年4月11日〕
日本学術会議第12回幹事会決定

改正 平成18年6月 日日本学術会議第17回幹事会決定

（設置）

第1 会長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（組織）

第2 委員会は、6名以上8名以下の会員をもって組織する。

2 委員会の委員が日本学術会議細則第2条第3項第1号に規定する会長候補者となる場合又は同項第2号の規定により推薦された場合は、速やかにその職を辞するものとする。ただし、当該委員が同項第1号に規定する会長候補者の推薦リストへの登載に同意しないことを明らかにした場合はこの限りではない。

（任務）

第3 日本学術会議細則第2条に規定される会長の互選に関する事項を審議する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成18年10月11日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年6月 日日本学術会議第17回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。